

認知症対応型共同生活介護 グループホームゆうあい3丁目利用約款

(約款の目的)

第1条 認知症対応型共同生活介護グループホームゆうあい3丁目（以下「当共同生活住居」という。）は、要支援2又は要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、共同生活住居において家庭的な環境の下で、日常生活における援助等を行うことにより、認知症の進行を穏やかにし、問題行動を減少させ利用者が精神的に安心し、健康で明るい生活を送れるようにサービスを提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者（以下「扶養者」という。）は、当共同生活住居に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が認知症対応型共同生活介護利用同意書を当共同生活住居に提出したときから効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1及び別紙2の改定が行なわれない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当共同生活住居を利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び扶養者は、当共同生活住居に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス計画にかかわらず、本約款に基づく入居利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び扶養者は、速やかに当共同生活住居及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

(当施設からの解除)

第4条 当共同生活住居は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入居利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援1と認定された場合
- ② 利用者が当共同生活住居を離れて1ヶ月を経過したとき又は、1ヶ月以上離れることを予定して他所へ移転したとき。
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当共同生活住居での適切な認知症対応型共同生活介護サービスの提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び扶養者が、本約款に定める利用料金を3ヶ月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当共同生活住居、当共同生活住居の職員又は他の入居者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第5条 利用者及び扶養者は、連帯して、当共同生活住居に対し、本約款に基づく認知症対応型共同生活介護の対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

2 当共同生活住居は、利用者及び扶養者が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日までに送付し、利用者及び扶養者は、連帯して、当共同生活住居に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

3 当共同生活住居は、利用者又は扶養者から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び扶養者が指定する送付先に対して、領収書を発行します。

(記録)

第6条 当共同生活住居は、利用者の共同生活介護の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。

2 当共同生活住居は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、扶養者その他の者(利用者の代理人を含みます。)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第7条 当共同生活住居は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限いたしません。緊急やむを得ない場合は理由を介護記録に記載することとします。

(秘密の保持)

第8条 当共同生活住居とその職員は、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当共同生活住居は利用者及び扶養者から、予め同意を得た上で行なうこととします。

① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。

② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第9条 当共同生活住居は、利用者に対し、管理者の判断により医師による診察が必要と認める場合、かかりつけ医又は併設施設医師の診療を依頼することがあります。

2 当共同生活住居は、利用者に対し、当共同生活住居における認知症対応型共同生活介護での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3 前2項のほか、入居利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当共同生活住居は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第10条 当共同生活住居は、利用者に対し、事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(要望又は苦情等の申出)

第11条 利用者及び扶養者は、当共同生活住居の提供する認知症対応型共同生活介護に対しての要望又は苦情等について、併設施設の支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第12条 認知症対応型共同生活介護の提供に伴って当共同生活住居の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当共同生活住居は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当共同生活住居が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して、当共同生活住居に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第13条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当共同生活住居が誠意をもって協議して定めることとします。

(3) 職員の体制

職種	常勤	非常勤	業 務 内 容
管理者	1 兼務		事務所の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに認知症対応型共同生活介護を提供する。
看護職員	1以上		利用者の看護業務に従事する。
介護職員	6以上		利用者の介護業務に従事する。
計画作成担当者		1	利用者の看護介護業務を行うとともに介護計画作成業務に従事する。

(4) 入居定員

・定員 9人 ・居室 個室 9室

(5) 勤務体制

・日中 3人：1人（利用者：職員） ・夜間 夜勤者1人

2 サービス内容

- ① 認知症対応型共同生活介護計画の立案
- ② 食事
- ③ 入浴（入浴できない場合は、清拭を行います）
- ④ 介護・日常生活の世話（利用者の心身の状況に応じた適切な対応を行います）
離床、着替え、整容、寝具交換・消毒、健康管理、洗濯、居室内清掃
- ⑤ 機能訓練（離床援助、屋外散歩同行、家事共同等により生活機能の維持・改善）
- ⑥ 相談援助サービス
- ⑦ 医師の往診の手配等
- ⑧ 理美容サービス
- ⑨ 行政手続代行
- ⑩ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3 協力医療機関等

当共同生活住居では、下記の医療機関の協力をいただき、利用者の状態が急変した場合には速やかに対応をお願いするようになっています。

- ・協力医療機関
 - ・名 称 社会医療法人祐愛会 織田病院
 - ・住 所 佐賀県鹿島市大字高津原 4306 番地

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4 共同生活住居利用に当たっての留意事項

- ・面会 午前 8:00～午後 8:30
- ・外出・外泊 事前に届け出が必要です
- ・飲酒 希望があれば可
- ・喫煙 敷地内は全面禁煙です。
- ・金銭・貴重品の管理 預貯金、その他財産の管理運用は基本的には行いませんが、希望があれば現金 1 万～2 万円は預かり毎月収支報告を行います。
- ・外泊時等の共同生活住居外での受診 必ず施設へご連絡ください

5 非常災害対策

- ・防災設備 消火器、自動火災報知器、スプリンクラー、誘導灯
- ・防災訓練 消防計画に基づき年 6 回実施

6 禁止事項

当共同生活住居では、多くの方に安心して利用していただくために、「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

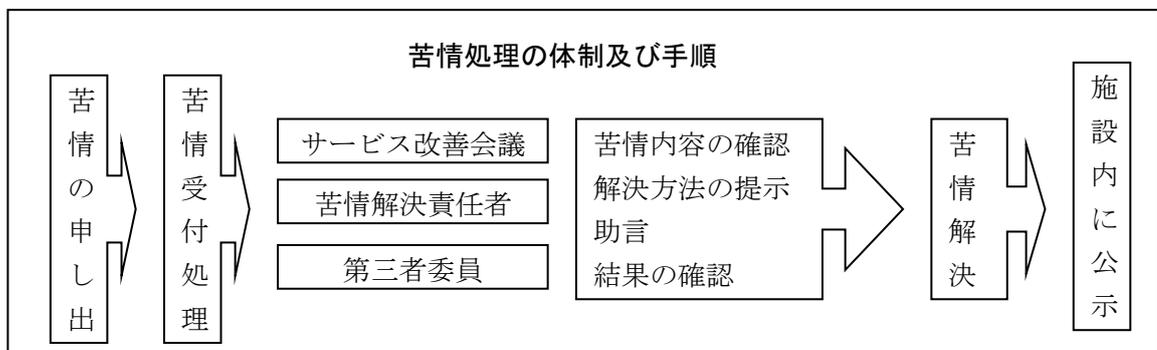
7 要望及び苦情等の相談

当併設施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。(電話 0954-63-5533)

また、要望や苦情なども、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。そのほか、備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

当施設以外にも以下の相談・苦情窓口等へ苦情を伝えることができます。

- ① 杵藤地区広域市町村圏組合介護保険事務所 総務管理課 0954-69-8222
- ② 佐賀県国民健康保険連合会 介護保険係 0952-26-1477
- ③ 佐賀県福祉サービス運営適正化委員会 0952-23-2151
- ④ 鹿島市地域包括支援センター 0954-63-2160



8 外部評価

当共同生活住居では、自らその提供する認知症対応型共同生活介護の質の評価を行いその改善を図る為に外部評価を実施しております。

(直近の実施日) 令和5年3月8日

(評価機関) 公益社団法人 佐賀県社会福祉士会

(評価結果の開示) 玄関に外部評価の結果をファイリングし閲覧できるようにしております。

9 その他

当共同生活住居についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。

<別紙 2 >

認知症対応型共同生活介護について

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 認知症対応型共同生活介護についての概要

認知症対応型共同生活介護は、要介護者であって認知症の状態にあるもの（当該認知症に伴って著しい精神症状を呈する者、並びにその者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く）について、共同生活住居において家庭的な環境の下で日常生活のお世話及び機能訓練を行い、利用者が精神的に安定し健康で明るい生活が送れるために職員の協議によって、認知症対応型共同生活介護計画が作成されますがその際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 基本料金

① 共同生活住居利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります）

※別紙利用料金表参照

② 食材費 1日当たり 918円（朝 255円、昼 357円、夕 306円）

(2) その他の料金（介護保険給付外費用）

① 家賃 1日当たり 1,800円

② 光熱水費 1日当たり 300円

③ 寝具代 1日当たり 112円 ※希望者のみ（希望する 希望しない）

④ 理美容代 実費

⑤ おむつ代 実費

⑥ 電気製品使用料 一種類につき 50円/日

(3) 支払い方法

・毎月 15日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。（共同生活住居の実情に合わせて退居日に一括精算する方法としても可）

・お支払い方法は、現金、場合によっては銀行振込の 2方法があります。入居契約時にお選びください。

(4) 入院中の利用料金の取扱い

- ・ 入院により一時的にグループホームの利用実績が無い期間については利用料金及び食材料費の請求はいたしません。
- ・ 家賃については入院期間中も1日1,800円請求させていただきます。

認知症対応型共同生活介護

グループホームゆうあい3丁目利用同意書

認知症対応型共同生活介護グループホームゆうあい3丁目の入居利用するにあたり、認知症対応型共同生活介護利用約款及び別紙1、別紙2を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所

氏 名

<扶養者>

住 所

氏 名

<事業所名> 社会医療法人 祐愛会

認知症対応型共同生活介護グループホームゆうあい3丁目

<代表者> 理事長 織田 正道 殿

【本約款第5条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	

【本約款第9条3項の緊急時の連絡先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	